

平成31年度 離職介護人材

# 再就職準備金のご案内

介護業務に再就職する  
皆さんを応援します!!



**貸与対象者** ※下記すべてに該当する方

介護職員等としての実務経験が1年以上

「介護福祉士」「実務者研修修了者」  
「介護職員初任者研修修了者」のいずれかに該当する者

富山県内の「居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援を提供する事業所・施設、第一号訪問事業または第一号通所事業を実施する事業所」に介護職員等として就職する者（介護職としての離職日から再就職する日までの期間が3か月以上ある者）

事前に富山県健康・福祉人材センターに届出・求職登録をした者

介護業務に再就職して **2年間** 従事すると、返還が **全額免除!**  
まずは、お問い合わせください

**貸与額 40万円!(上限)**

お問い合わせ先

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会  
富山県健康・福祉人材センター

【住所】 〒930-0094 富山市安住町5-21  
富山県総合福祉会館 サンシップとやま2階  
【TEL】 076-432-6156  
【URL】 <http://www.toyama-shakyo.or.jp/jinzai/>

# 1 事業の目的

この事業は、離職した介護人材のうち、介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、離職介護人材再就職準備金の貸与を実施し、県内における福祉・介護人材の確保並びに定着を支援することを目的とするものです。

## 2 貸与対象者 ※すべてに該当する方

- (1)富山県内に住民登録をしている者又は県内に所在する事業所・施設に介護職員等として就職したものの
- (2)介護職員等としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
- (3)介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
  - ① 介護福祉士
  - ② 実務者研修を修了した者
  - ③ 介護職員初任者研修を修了した者（介護職員基礎研修、訪問介護職員（ホームヘルパー）1級課程、2級課程を修了した者を含む。）
- (4)居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援を提供する事業所・施設、第一号訪問事業または第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就職する者
- (5)直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職する日までの間にあらかじめ富山県健康・福祉人材センターに氏名及び住所等の届出・登録をした者
- (6)直近の介護職員等としての離職日から介護職員等として再就職する日までの期間が3か月以上ある者。ただし、県外で介護職員等として業務に従事していた場合はこの限りではない

## 3 貸与について

- |      |            |       |           |
|------|------------|-------|-----------|
| ・貸与額 | 400,000円以内 | ・利子   | 無利子       |
| ・交付  | 一括交付       | ・貸与回数 | 一人当たり一回限り |

## 4 返還免除について

富山県内の対象の事業所等において介護職員等として就職した日から、引き続き介護職員等の業務に従事し、その期間が2年に達した場合（※書類の提出が必要です。）

## 5 返還について

- (1)再就職準備金の貸与を取り消されたとき。
- (2)富山県内の事業所等において介護職員等の業務に従事しなかったとき。
- (3)業務外の事由により死亡し、又は県内の事業所等において介護職員等の業務に従事しなくなったとき。

## 6 申込み方法等

再就職準備金の貸付を希望する方は、まずは富山県健康・福祉人材センターに相談・届出・求職登録をし、再就職決定（内定）後に次の申請書類を提出してください。

※連帯保証人が1名必要です。

- ①再就職準備金借用申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③再就職準備金利用計画書（様式第3号）
- ④実務経験証明書（様式第4号）
- ⑤再就職（内定・決定）証明書（様式第5号）
- ⑥介護福祉士登録証又は実務者研修修了証明書もしくは初任者研修修了証明書の写し
- ⑦印鑑登録証明書（申請者・連帯保証人のもの）
- ⑧住民票の写し  
（個人番号のみを省略した申請者・連帯保証人の世帯全員のもの）
- ⑨所得を証明する書類（連帯保証人のもの、源泉徴収表の写し等）



※勤務を開始する前に申請が必要です。 ※平成32年4月1日以降に就職される方は、事前にご相談ください。